

令和4年9月29日  
一般社団法人日本クレジット協会

割賦販売法に基づく認定割賦販売協会である当協会は、処分に関する規則第2条第1項第1号及び第2号並びに第3条第1号イに基づき、当協会会員であるイオンプロダクトファイナンス株式会社に対し、以下のとおり勧告及び権利の制限を行いました。

## I. 処分の対象企業

名 称：イオンプロダクトファイナンス株式会社

所在地：東京都千代田区神田鍛冶町三丁目4番地 oak 神田鍛冶町9階

## II. 勧告を行った日 令和4年9月29日

## III. 処分の概要

### 1. 勧告の内容

(1) 以下の事項について速やかに対応するとともに、別紙様式により、令和4年10月31日までに、当協会（自主規制部）まで文書にて報告すること。

- ① 購入者等に関する情報の漏えいの防止を図るために必要な措置及び特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用しないことを確保するための措置について、社内規則等に基づき、適切なアクセス権限及びIDの付与を実施し、その適切性及びアクセス状況の検証（監査及びモニタリング等）を継続的に実施すること。
- ② 個別支払可能見込額を超過し、または超過のおそれのある個別クレジット契約の締結について、当該契約を締結した購入者等に対して、当該契約を締結した購入者等の今後の支払い状況等を注視し、必要に応じて購入者等の利益を保護するため適切に対応すること。
- ③ 特定配偶者からの申込における特例対応について、社内規則等に基づいて、「年収合算をする」場合の見込額調査を先行させるなど、法令等の趣旨に沿った対応を行い、これらの遵守状況について定期的又は必要に応じて検証（監査及びモニタリング等）すること
- ④ 適確な与信審査を実施するための体制について、社内規則等において定めた与信審査業務体制及び与信判断基準に基づいた適確な与信審査を行い、これらの遵守状況について定期的又は必要に応じて検証（監査及びモニタリング等）すること。
- ⑤ 法令等遵守のための体制について、経営陣主導のもと、法令等及び社内規則等の遵守状況について定期的又は必要に応じて検証（監査及びモニタリング等）を行い、適宜適正な業務運営のための見直しを行うなど、法令等遵守体制及び適正な業務運営体制を維持するための措置を継続的に行うこと。

- (2) 処分後半年を目途に、協会のフォローアップ調査を受け、かつ定期的な改善状況の報告を行うこと。さらに、必要に応じ再度のフォローアップ調査を受けること。

## 2. 権利制限の内容

制限する権利の内容は、自主規制規則等に係る処分に関する細則第2条に基づき、会員規則第3条に定める以下の権利とする。

なお、制限の期間は令和4年9月29日から令和4年12月28日までとする。

- (1) 総会議決権停止
- (2) 理事会議決権停止
- (3) 委員会議決権停止
- (4) 専門部会等出席停止
- (5) 研究部会の参加停止
- (6) 本会からの情報提供停止
- (7) 協会名称の使用禁止

## IV. 勧告理由

以下の自主規制規則違反が認められたため。

### 1. 特定信用情報に関する事項

- (1) 特定信用情報の目的外利用防止の措置の未実施
- (2) 特定信用情報の利用状況検証のための措置の未実施

### 2. 審査に関する事項

- (1) 個別支払可能見込額を超える個別クレジット契約の締結
- (2) 特定配偶者からの申込における不適切な生活維持費の算定
- (3) 適確な与信審査を実施するための体制の未整備
- (4) 法令等遵守のための体制の未整備

以上